

三重県職員（心理判定員）の募集について

三重県では、次のとおり職員を募集しています。

1 職種、採用予定数、職務内容及び受験資格等

職 種	採 用 予定数	職務内容	受 験 資 格		連 絡 先
			年 齢	免 許 等	
心理 判定員	約1名	児童相談所等における各種相談、判定	昭和41年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	次の①から⑥までのいずれかに該当する者であること。 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む） ②医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 ③学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ④学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む） ⑤外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む） ⑥公認心理師の資格を有する者	三重県子ども・福祉部 子ども・福祉総務課 担当 木下、山下 TEL 059-224-2411

※ 所属は、採用後の人事異動により変わることがあります。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ なお、この試験は、日本の国籍を有しない人も受験することができます。

2 試験の日時及び会場

日 時	会 場（集合場所）
令和8年2月1日（日）午前9時から午後7時頃まで （受付開始は午前8時45分から） ※申込者多数の場合、人物試験を2月8日（日）に指定することがあります。その場合は、1月23日（金）までに連絡します。	三重県吉田山会館2階 第206会議室 （津市栄町1丁目891 三重県庁前）

試験当日の連絡先：三重県人事委員会事務局職員課任用班 電話059-224-2932

（裏面に続く）

3 試験の内容及び合格者の決定方法

試験種目	配 点	基準点	内 容
教養試験	5 0	1 7. 5	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。
専門試験 (記述)	5 0	1 7. 5	心理判定員に必要な専門知識について、記述式による筆記試験を行います。
人物試験	1 0 0	※	人柄・性格等についての個別面接による試験を行います。
適性検査	配点なし (適否のみ判定)		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

※ 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。(評定結果に応じて配点されます。)

(1) 教養試験の出題分野

知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学
知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

(2) 合格者の決定方法について

合格者は、全ての基準点を満たす受験者のうち、総合得点の高い人から順に決定します。(基準点については、概ねの基準であり、採用予定者数確保のため、変更する場合があります。)

4 合格者の発表

可否の結果は、令和8年2月下旬頃(予定)に、書面で本人あてに通知します。

5 採用

採用者は試験合格者の中から任命権者が行う面接等により決定します。

採用は原則として令和8年4月1日の予定です。なお、採用時まで「受験資格」の「免許等」の欄に記載した条件を満たすことが必要です。

採用時に日本の国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

また、日本の国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。下表を参考にしてください。

公権力の行使に該当する業務	公の意思の形成への参画に該当する職
法令等に基づく許認可を行う業務等。なお、詳細は子ども・福祉総務課にお問い合わせください。	部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職

6 給与

職員として採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

(次頁に続く)

7 受験の申込方法及び受付期間

区 分	内 容
申 込 方 法	下記のリンク先よりお申込みください。（令和8年1月15日（木）午後5時必着） URL : https://logoform.jp/f/i1kb4 【必要書類等（各1部）】 下記の書類を申込先に直接持参するか郵送（簡易書留）してください。 (1) 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学校） (2) 「受験資格」の「免許等」の欄に記載した条件を満たすことが分かる卒業証明書 又は卒業見込証明書（「受験資格」の「免許等」の①、④、⑤に該当する人のみ） (3) 「受験資格」の「免許等」の欄に記載した条件を満たすことが分かる成績証明書 （「受験資格」の「免許等」の①、②、③、④、⑤に該当する人のみ） (4) 面接カード（所定様式） ※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。 パソコンの場合は、文字サイズ10ポイントとし、行は追加しないでください。 ※試験区分は「心理判定員」と記載してください。 ※受験番号は当日割り当てますので空欄のままとしてください。 (5) 宣誓事項確認書（所定様式） (6) 免許証（写）又は登録証（写）（「受験資格」の「免許等」の②、⑥に該当する人のみ）
申込先及び 所 定 様 式 請 求 先	三重県子ども・福祉部 子ども・福祉総務課 総務班（担当：木下、山下） 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁2階） 電話 059-224-2411
受 付 期 間 及 び 時 間	令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） の午前8時30分から午後5時まで



8 受験上の注意事項

- (1) 本試験の実施にあたっては、受験票の発行はしていませんので留意願います。
- (2) 試験日には、BまたはHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具、時計（計時機能だけのものに限り）及び昼食を持参して、直接試験会場にお越しください。
- (3) 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用してください。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

9 試験成績の提供

受験者のうち希望者には試験成績を提供します。
なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証など）を持参のうえ、直接お越しください。

請求できる人	提供内容	提 供 期 間	提 供 場 所
受験者本人	受験者本人の試験種目ごとの得点、総合得点及び総合順位等	合否通知発送日から起算して1年間 （ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） 午前8時30分から午後5時まで	三重県総務部人事課 三重県津市広明町13番地 （三重県庁3階）

※基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

- 記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。 - パソコンの場合は、文字サイズ10ポイントとし、行は追加しないでください。 - 手書きの場合は、ボールペンまたはサインペンを用いて丁寧に記入してください。 - 受験番号欄は空欄としてください。（当日割り当て） <u>学歴、職歴欄に学校名、企業名は記入しないでください。</u> - 該当する□の中にはレ印をつけてください。 - 期間は和暦で記入してください。		試験の種類	試験区分	受験番号
		選考		
		ふりがな		
		氏名 (歳)		
学歴		職歴（ある場合は最も新しいものを記入してください。）		
種類	☐ 中学 ☐ 高校 ☐ 大学 ☐ 大学院 ☐ 専門学校等	☐ある（職種： ） （期間： 年 月から 年 月まで） ☐ない		
期間	年 月から 年 月まで			
学部 学科				
区分	☐ 卒業 ☐ 卒業見込 ☐ 中退 ☐ その他			
採用されたら取組みたい具体的な業務				
性格：あなたが自覚している性格について書いてください。				
学生生活	専攻学部・学科を選んだ動機・理由			
	卒業論文のテーマ（ゼミナール又は実習のテーマ）			
趣味・特技など				
今後活かせると思うこれまでの体験（職業経験、学生生活、アルバイト、ボランティア活動など）				
最近関心や興味をもった社会問題、時事ニュース				

※このカードは人物試験の際の質問の参考資料とするもので、この目的以外に使用することは一切ありません。

宣 誓 事 項 確 認 書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名（自筆）

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。